

会員各位

(一社) 熊本県警備業協会
専務理事 西橋 一裕

「警備業法施行規則」「警備員等の検定等に関する規則」「警備員教育を行う者等を定める規程」の改正及び公布について（第10報）

質問

法定教育時間数以上の新任教育又は既に年度内の現任教育を行った者について、これまで従事したことがない警備業務区分の変更をする場合は、改めて新たに主として従事する警備業務区分の新任教育の業務別教育又は現任教育を行う必要があるのか？
必要があるならば、何時間以上行えばよいか？

答

既に新任教育又は年度内の現任教育が法定教育時間数を満たしていれば、改めて新任教育の業務別教育又は現任教育を行う必要はない。しかしながら、その場合は、当然ながら「必要に応じて行う警備業務に関する知識及び技能の向上のための教育」が必要になる。
この場合の教育時間数については、規則には定めはない。

例えば、警備員Aを、施設警備と交通誘導警備に従事させており、施設警備を主として施設警備に従事させていたところ、年度内に、警備員Aがこれまで従事した経験のない貴重品運搬警備を主として従事させることとなった場合、既に新任教育又はこれまで主として従事させていた施設警備に係る現任教育を終了している場合には、これまで従事したことがない貴重品運搬警備であっても、規則上は、改めて新任教育の業務別教育又は貴重品運搬警備に係る現任教育を行う必要はない。

ただし、ただし、規則38条1項において、「警備員に対する教育は、基本教育、業務別教育並びに必要に応じて行う警備業務に関する知識及び技能の向上のための教育とする。」と定められていることから、これまで従事したことなく、今後、主として従事することとなる業務（上記例では貴重品運搬警備）に必要な教育は行わなければならない。

※ 上記内容については、10月1日、警察本部に確認済み。